

- 一、とぢあみ笠、其外かぶきたる舄之者、改可被申事。
- 一、辻立、辻寄、井下々數人立ならび道をせばめ申舄候はゞ、追拂可被申事。

一、花火御停止之事。

一、女をかたらひ夜行御停止之事。

一、諸寺庵において夜談義御停止之事。

一、かぶき者見合候刻、御昵近に候はゞ早速組頭に相斷可申候。若到當座手向申者有之候はゞ討捨可仕事。

一、又家中之者に候はゞ、則主人に預可被申事。

一、火事之刻火本に罷出、猥に立入もの於有之は、相改可被申候。手むかひ候はゞ討捨可仕事。

一、晝夜によらず、町中火繩に火を付、其外火之廻惡敷不審成者有之候はゞ、可被相改事。

右被仰出者也。

寛文五年三月廿四日

右被仰出之趣、廻番御小將中被得其意、御法度相背者於有之者、被相改、大横目衆に相斷、差圖次第奥村河内に爲申聞、裁許有之旨可被申渡候。以上。

寛文五年三月廿四日

奥村河内
奥村因幡
今枝民部
前田對馬

二 金澤中道橋之御定

侍屋敷井不依町方、小路之せばき所は、追而見計道廣被仰付儀も可有之候間、此以後作事など仕候方、其心得候様被相觸尤に候。以上。

萬治三年十一月三日

侍町方橋懸直様之事

一、其町に而留候分者、其町より爲懸可申事。

一、二三町先行留候所、又者先規より自分として懸來候橋は、公儀より材木被下、人足入用者其往來仕町より可出事。

一、先行留無之往還之所者、從公儀可被仰付事。

右之通向後可被申付候。以上。

寛文二年五月廿七日

三 明屋敷之土等取間敷儀觸

明屋敷土等取荒候間、向後彌被相改候様、御普請奉行に御寄合衆被仰渡候。御横目をも出し候條、御組中急度可被仰觸候。以上。

寛文七年四月廿三日

多賀左近
津田源右衛門
中川八郎右衛門

本堂形前御用明屋敷、并金澤中所々明屋敷に、前々方々よりごみを捨、其上地形を掘、土を取申明地多御座候。

一、所々居屋敷内外惡水通有之所、水つかへ、水上之人々難儀之段毎度及斷候所、數多御座候。

右先年諸組夫々頭・支配中の一統申談候得共、今以人々承知無之舄御座候間、金澤中一統被仰渡候様仕度奉存候。以上。

(延享三年)
寅十一月八日

奥村助右衛門様

山森藤右衛門

四 惣構筋並溝之儀觸

惣構筋江さらへ申付、頃日取除候跡に、方々より塵芥持出捨申様子御座候故、町中にて者急度申渡候。惣而右川筋に塵芥捨不申管御座候處、近年猥罷成申様子御座候。向後右川筋に塵芥捨不申様、御家中一統被仰渡候様仕度奉存候。以上。

(寛延二年)
四月廿九日

篠原六郎左衛門
戸田與一郎
前田對馬守様

御家中并町方共往來之内溝、道橋所より御修復有之所々之儀者、尤往來指間申儀無御座候。然處往古人々より及斷附來候溝・埋樋又は溝蓋、近年修復不仕、所々往來相障、火事等之節は猶更指支候條、前々之通人々より可致修復候。惣而往來之内溝付申儀、御普請會所及斷申管御座候。近年は猥に罷成申所々茂相見え申候。前々之通相心得候様、一統被仰渡候様仕度奉存候。以上。